

令和 6 年 6 月 25 日現在

機関番号：13101

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2019～2023

課題番号：19K01366

研究課題名（和文）欠格条項廃止に伴う会社法と成年後見法の理論的交錯の解決を目指す民商法共同研究

研究課題名（英文）Civil and Commercial Law Joint Research to Resolve the Theoretical Intersection of Corporate Law and Adult Guardianship Law in the Wake of the Repeal of the Disqualification Clause

研究代表者

上山 泰（KAMIYAMA, Yasushi）

新潟大学・人文社会科学系・教授

研究者番号：50336103

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,400,000円

研究成果の概要（和文）：本研究の目的は、2019年の会社法改正によって取締役等の欠格条項が削除されたことで具現化した「会社法制と成年後見法制の交錯から生じる理論的・実務的課題」を体系的かつ網羅的に明らかにした上で、両法制の理念に整合的な規範体系を主に解釈論の視点から再構築して、先の課題を解決するための効果的な処方箋を提示することにあった。本研究では、明治32年の商法典から現行会社法331条の2に至る関連規定の沿革に即した分析と主にフランス法を対象とした比較法的分析を行った。これにより、成年被後見人等が取締役等に就任した場合の成年被後見人等の法的役割に関する理論的、実務的な課題を明らかにすることができた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

認知症等のために成年後見に対するニーズを持つ会社の経営者層が増大している一方で、令和元年会社法改正により成年被後見人等が取締役等に就任する道が開かれた。この場面を規定する会社法331条の2によって、成年被後見人等が取締役等に就任している会社、成年被後見人本人、成年後見人という三者の法的位置づけが一定程度は整理されたが、成年被後見人の損害賠償責任の問題のように、そもそも今後の解釈論に委ねられた論点があるほか、成年被後見人の終任のコントロールの在り方等、会社法学と民法学の共通の課題として残された論点も多い。本研究はこうした課題の解決に一定の方向を示す点で学術的・社会的に大きな意義を持つ。

研究成果の概要（英文）：The purpose of this study was to systematically and comprehensively identify the "theoretical and practical issues arising from the intersection of corporate and adult guardianship legislation" embodied in the deletion of the disqualification clause for directors, etc., by the 2019 amendment to the Japanese Companies Act, and then to reconstruct a normative system consistent with the principles of both legal systems, mainly from an interpretive perspective. In this study, we conducted an analysis in line with the history of the relevant provisions from the Commercial Code of 1897 to Article 331-2 of the current Companies Act. In addition, a comparative legal analysis was conducted, focusing primarily on French law. As a result, we were able to clarify theoretical and practical issues related to the legal role of adult guardians and others when a user of the adult guardianship system is appointed as a director, etc. could be clarified.

研究分野：法学

キーワード：成年後見制度 取締役の欠格条項 会社法 民法 障害者権利条約

様式 C - 19、F - 19 - 1 (共通)

1. 研究開始当初の背景

(1) 平成 29 年に策定された政府の第 1 期成年後見制度利用促進基本計画は「成年被後見人等の権利制限に係る措置の見直し」を基本施策の 1 つに掲げ、成年被後見人と被保佐人に係る絶対的欠格条項（成年後見又は保佐の開始を他法上の法的地位・資格等の欠格とし、両者を画一的・形式的に連結する仕組み）の廃止を求めた。これを受けて、本研究課題の申請時点においては、188 の法律上の欠格条項を削除する「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」の立法作業に加えて、本研究に直接関係する成年被後見人と被保佐人を対象とする取締役等の会社役員欠格条項（会社法旧 331 条 1 項 2 号）削除の論点を含む会社法改正に係る法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会（以下、単に「法制審」とする）の審議が進められていた（申請時点では、「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱案（仮案）」が公表された状態にとどまっていた）。

(2) その後、本研究課題の採択後の令和元年に上記 2 つの立法が成立した。これにより、本研究課題では、現行法である会社法 331 条の 2 等が定める成年被後見人及び成年後見人、並びに被保佐人及び保佐人の会社法上の位置づけと現行民法上の法定後見制度におけるこれらの者の法的位置づけの理論的整合性を中心に検討を進めることとなった。

2. 研究の目的

(1) 上記の令和元年会社法改正等を通じて、法人の役員等に係る成年被後見人及び被保佐人の欠格事由が一律に廃止されたことにより、法人法制と成年後見法制に基づく 2 つの異質な目的を持つ財産管理制度の間に重大な交錯領域が生じることとなった。これを受けて本研究では、障害者権利条約が求める「障害のある者の法的能力の平等」に対する要請等も踏まえた上で、会社法と民法上の法定後見制度のそれぞれの理念に整合する規範の体系的な再構築について、主として解釈論の手法を通じて探求することを研究目的の中核に据えたものである。

(2) 令和元年会社法改正により上記の欠格事由削除と同時に新設された現行会社法 331 条の 2 は、成年被後見人及び被保佐人が取締役に就任する場合について、次のようなルールを導入した。すなわち、成年被後見人が取締役に就任する場合は、成年被後見人の同意を得た上で成年被後見人が就任の承諾をする（同条 1 項）。被保佐人が取締役に就任する場合は、保佐人の同意を得なければならない（同条 2 項）。保佐人が取締役に就任に関する代理権を付与されている場合は、被保佐人の同意を得た上で保佐人が就任の承諾をする（同条 3 項）。成年被後見人又は被保佐人がした取締役の資格に基づく行為は、行為能力の制限を理由として取り消すことはできない（同条 4 項）。これらの規制は、民法上の制限行為能力者が取締役となるリスク（取締役の就任行為それ自体が取り消されることや、取締役の資格に基づく行為が個別に取り消されること等に起因する法的安定性喪失のリスク等）の回避と本人の保護との調和を主として会社法制の視点から図ろうとしたものと解される。しかし、成年被後見人等に関する民法学上の一般的な位置づけと対比した場合、なお両者の整合性について慎重に検討すべき余地があると思われる（成年被後見人の同意の効力等）。加えて、成年被後見人である取締役の会社及び第三者に対する損害賠償責任の成否等のように、そもそも改正後の解釈論に委ねられた論点も存在する。本研究は、こうした諸論点について会社法と成年後見法双方の理念に整合的な解釈論を提示することを目指したものである。

3. 研究の方法

(1) 本研究は、民法を専門とする研究代表者、商法を専門とする研究分担者、成年後見実務に精通する弁護士の研究協力者の 3 名と、オブザーバーとして継続的に参加した厚生労働省の成年後見制度利用促進専門官（当時）の計 4 名の構成員で組織された定例研究会（年 3 回～4 回開催）を基盤として実施した。定例研究会では、構成員及び外部講師による報告の後、報告テーマについて参加者全員による意見交換を行い、本研究課題に関する知見を深めた。外部講師による主要な報告テーマは諸外国の成年後見法制（フランス、アルゼンチン、オーストリア等）、障害者の雇用及び就労状況等である。なお、定例研究会には、不定期ながら、法務省民事局、厚生労働省社会・援護局、最高裁判所事務総局家庭局等からのオブザーバー参加も得られたため、さらなる法改正等に係る政策立案上の課題等についても有意義な意見交換を行うことができた。

(2) 成年被後見人等が法人役員や自営業者等として経済活動を行っている実例やこうした場合の難点等の実務上の課題点を析出するために、成年被後見人として多数の活動実績がある複数の実務家（弁護士、社会福祉士等）のほか、各地の都道府県社会福祉協議会、社会福祉士会、後見実施法人等の担当者らに対しヒアリング調査を実施した。

(3) フランス会社法を主たる対象として比較法研究を実施した。

4. 研究成果

(1) いわゆる支援困難事案についての多数の活動実績がある複数の専門職後見人、法人後見人等にヒアリング調査を行ったが、調査の範囲内では、会社法改正後に成年被後見人又は被保佐人の取締役等への就任が直接問題となった事案(会社法 331 条の 2 の適用が問題となった事案)には残念ながら遭遇しなかった。この理由としては、改正法の施行から間がなかったこと、経営者の高齢化が指摘されるなか、認知症等のために判断能力に課題があり得る会社役員等の数は必ずしも少なくないと推測される一方で、成年後見及び保佐の数は直近の令和 5 年 12 月末時点においても、230,548 件(うち成年後見類型 178,459 件、保佐類型 52,089 件)に留まっているため、問題が顕在化していない状況にあると解されること等を指摘することができる。

(2) 他方において、本研究課題に基づくヒアリング調査を通じて、成年被後見人等の資産に株式が含まれており、特に本人の意思の明確な確認が難しい成年後見類型の場合に、成年被後見人がその議決権行使の在り方について頭を悩ませる事案が少なからず存在すること、とりわけ小規模閉鎖会社等の場合、こうした成年被後見人による成年被後見人の議決権の代理行使によって当該会社の意思決定が行われてしまうことになること(当該会社の実質的な経営権を本来会社とは無関係な成年被後見人が握るといった事態が生じてしまうこと)が、あらためて確認された。いうまでもなく、成年被後見人の役割は被支援者である成年被後見人個人の財産管理を支援することであり、成年被後見人とは別人格である会社の財産管理を行う権限は形式的には有さない。このことは法制審においても明瞭に意識されており、取締役等の職務の執行を法定代理人が代理権を通じて行うことで会社の経営に介入することはできないことは当然の前提であると理解されていた。しかし、(この点も法制審でも意識はされていたが)こうしたいわば表玄関からの成年被後見人による会社経営への直接介入を封じたとしても、一人会社の場合はもとより、成年被後見人が多数派株主であるときには、株主としての議決権行使という、いわば裏口からの介入のリスクについてはなお残されている上、現状ではこうした場合における議決権行使の指針等を欠いているため、後見実務上の難題として意識されていることが明瞭となったといえる。

(3)さらに、本研究課題に基づくヒアリング調査の結果、補助類型及び保佐類型はもとより、後見類型においても、会社役員等としてではないものの、いわゆる福祉的就労の形態としてではなく、本人が就業を継続している事案が少なからず見受けられることが判明した。たとえば、認知症高齢者の成年後見事案では、認知症に罹患する前から本人が行っていた小規模な自営業(小売業等)を成年後見の開始後も成年被後見人等の支援を受けつつ継続しているという事案等がみられた。こうした事案においては、判断能力が低下した本人による営業活動から生じるリスク(本人にとって不利益な取引を行ってしまったことによる本人自身の経済的損失のほか、本人による営業活動上の法律行為が成年被後見人により取り消される可能性があることによる取引相手方等のリスク等を含む)を踏まえて、成年被後見人がどのような形で、またどのような範囲で本人の行為に介入をすべきかについて、後見実務上、大きな課題があることが確認された。このように成年被後見人等が自営業の形態で積極的な経済活動を行うという事案は、本研究課題が直接想定する成年被後見人等が本人とは別人格である会社の役員等として活動するという事案とは、法形式上非常に大きな差異があり、両者を直ちに同列に論じることはもちろんできない。しかし、本人の積極的な経済活動(一般論としていえば、直接の取引相手方の保護や営業活動上の他の債権者(成年被後見人等が取締役である場合の会社債権者と類似した立場にある者)等の保護が、より強調される場面)に対して、伝統的な成年後見法制が強調する本人保護の視点(制限行為能力を理由とする取消権行使の場面において即時取得の適用を排するなど、取引安全よりも本人の財産の静的安全の保護を重視する制度設計)との調和を図りつつ、どの範囲まで成年被後見人が介入することが許されるのかという点については、両者に共通する課題が存在するように思われる。加えて、少なくともヒアリング調査の範囲で考える限り、成年被後見人等が自営業者等として経済活動を継続することに対するニーズは大きい(単に生活を支える安定的な収入を得るといった経済的なニーズのみならず、営業活動等を通じて積極的に社会に関わりつづけることそれ自体が本人の QOL の維持・向上に大きな役割を果たすという社会福祉的なニーズも大きい)。ところが、未成年者の営業活動については、民法 6 条が未成年者の営業の許可に関する規制を置くことを通じて、取引安全との調整を図りつつ、判断能力が未成熟とされる未成年者が営業活動を通じて社会に参画することを保障しているのに対して、現行の成年後見制度にはこうした配慮を行うための規制が存在していない(たとえば、知的障害のある未成年者が成年後に保佐を利用した場合を想定すると、両制度の差異が明白となろう)。こうした点を踏まえて、本研究課題と関連する次の研究課題として、商人の営業能力と成年後見制度の関係性等について、本研究課題と同様に民商法の共同研究を実施することが有意義であろうことがわかった。

(4) 本研究課題の研究期間全体を通じて、論文 18 編、図書 5 冊(すべて共著書)の公刊に加えて、国際会議での報告 1 回、国際研究会での報告 2 回という多数の成果を上げることができた。

(5) 本研究課題の中核的な成果は、研究代表者と研究分担者による共著論文の「会社法と成年後見法の交錯問題 取締役の欠格条項削除に関する争点を中心に (1)～(3・未完)」(法政理論 52 巻 1 号 1-47 頁、同 52 巻 4 号 1-33 頁、同 54 巻 1 号 49 頁)である。本論文は最初に交換した(1)の時点から法律時報 2019 年 12 月号の学界回顧で取り上げられ高く評価されるなど、注目を集めた。

(6) 本研究論文では、本研究課題の核心をなす、取締役等の資格に基づく本人の行為に対する取消権の行使の可否、取締役等の資格に基づく本人の行為に対する成年後見人等の法定代理権の行使の可否、本人の会社法上の損害賠償責任(会社法 423 条、429 条)の成否(対内的責任・対外的責任の双方を含む)、取締役等として不適格な者がその地位に留まることを承認していた成年後見人等の対内的責任(本人がの責任を負った場合における民法 644 条ないし 858 条に基づく成年後見人等の本人に対する損害賠償責任)・対外的責任(本人の行為に起因する会社又は第三者の損害に対する不法行為責任等)の成否、本人の取締役等への就任とその終任(辞任等)を管理しうる成年後見人等の法的権限の有無、本人の取締役等への就任と終任のコントロールを、会社側が、定款、取締役会、株主総会等の会社法上の諸制度を通じて実施することの可否とその手法(をまとめて「成年被後見人等の取締役等としての適格性保障問題」と位置付けることができる)等の諸論点を検討したものである。

(7) 本研究課題の動機づけが、成年後見制度利用促進基本計画やその背景の 1 つをなす障害者権利条約からの要請である取締役等の会社役員欠格条項削除にあることを踏まえて、本研究論文では、まずはわが国における取締役等の欠格条項の沿革に関する分析を行った。この結果、当時の禁治産者等が会社の取締役に就任しうることの問題性自体は意識されていたものの商法典(明治 32 年法律 48 号)成立時にはそもそも取締役等の欠格条項は規定されておらず、明文を欠く以上、不適任者の選任排除は株主総会の判断に一任するほかない等の見解が示されていたに留まること、わが国の法体系に取締役の欠格事由が明文上導入されたのは、意外に新しく昭和 56 年商法改正(昭和 56 年法律 74 号)であること等が明らかとなった。

(8) さらに、この昭和 56 年改正以後の動向についても簡単に経緯を確認した上で、現行の会社法 331 条の 2 の立法過程について、主に法制審議会の議事録の調査を通じて分析を行った。また、数は限定的で、かつ、その多くは立案担当者の解説等をなぞるものではあるが、法改正後の学説についても検討を行った。これらの研究成果については、前掲論文の未完部分の補充のほか、研究代表者と研究分担者が本研究課題の研究成果として発表した別の関連論文等を含めて、上山泰=内田千秋『会社法と成年後見法の交錯 欠格条項削除後の課題(仮)』とする一書にまとめて、令和 6 年度中に刊行する予定である。

(8) また、比較法研究については、特にフランス法に焦点をあてて分析を行った。これは、本研究課題の対象領域について、フランスと日本が少なくとも表面的には真逆に見える立法経緯をたどったため、両国の法制を詳細に比較することで、より鮮明に問題点が浮かび上がるものと考えたからである。もともとフランスでは、同国における後見や保佐の利用者が会社の取締役等に就任することを禁止する規制は存在していなかった。ところが、わが国の令和元年会社法改正とほぼ時を同じくして、「会社法の簡素化、明確化及び現代化についての 2019 年 7 月 19 日の法律第 744 号」による会社法(フランス商法典)の改正が行われた。この改正を通じて、一層制の株式会社について「後見が開始された取締役もまた、当然に辞任したものとみなす。」(商法典新 L. 225-19 条 5 項)との規定を新設する等の対応がされることとなった。この結果、日本法とフランス法は真逆の立場から出発しつつ、最新の状況においては、両国の法規制が重なりあう部分が生じることとなったわけである。この問題についても、フランスにおける本改正に関する学説の展開等を補った上で、その研究成果の詳細を上記の研究書に収録する予定である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計18件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 4件）

1. 著者名 上山泰	4. 巻 65
2. 論文標題 保佐人選任の審判に対する抗告審継続中における任意後見契約の締結	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 私法判例リマークス	6. 最初と最後の頁 10-13
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 上山泰	4. 巻 100
2. 論文標題 報酬制度の制度設計に関する二つの考え方 報酬制度の再構築に向けて	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 実践成年後見	6. 最初と最後の頁 48-57
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 上山泰 = 内田千秋	4. 巻 54巻1号
2. 論文標題 会社法と成年後見法の交錯問題(3) 取締役の欠格条項削除に関する争点を中心に	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法政理論	6. 最初と最後の頁 1-49
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 上山泰	4. 巻 142号
2. 論文標題 わが国の成年後見制度と権利擁護支援	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 社会福祉研究	6. 最初と最後の頁 36-44
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 上山泰	4. 巻 54巻2号
2. 論文標題 警備業法違憲訴訟に関する意見書	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法政理論	6. 最初と最後の頁 40-77
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 上山泰	4. 巻 3158号
2. 論文標題 第二期成年後見制度利用促進基本計画 (案) について	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 週刊社会保障	6. 最初と最後の頁 48-53
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 内田千秋	4. 巻 28号
2. 論文標題 総会時の株主資格等の確認方法と非株主の弁護士による代理行使	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 新・判例解説Watch	6. 最初と最後の頁 159-162
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 内田千秋	4. 巻 31号
2. 論文標題 (立法紹介) 会社法の簡素化—会社法の簡素化、明確化および現代化の2019年7月19日の法律第744号	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 日仏法学	6. 最初と最後の頁 171-174
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 内田千秋	4. 巻 1637号
2. 論文標題 議決権行使と意思表示等の民法規定との関係ーアドバネクス株主総会決議不存在確認等請求事件控訴審判決ー	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 金融・商事判例	6. 最初と最後の頁 2-7
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 内田千秋	4. 巻 137号
2. 論文標題 総会時の株主資格等の確認方法と非株主の弁護士による代理行使	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 新・判例解説Watch 商法	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 上山泰	4. 巻 72巻4号
2. 論文標題 意思決定支援をめぐる近時の動向 成年後見制度との関係を中心に	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 同志社法学	6. 最初と最後の頁 445-467
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.14988/00028092	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 上山泰	4. 巻 111巻10号
2. 論文標題 成年後見制度の利用促進に向けて	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 都市問題	6. 最初と最後の頁 36-44
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 上山泰	4. 巻 541号
2. 論文標題 成年後見制度の利用促進における市民後見の意義	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 生活協同組合研究	6. 最初と最後の頁 23-29
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 上山泰	4. 巻 3096号
2. 論文標題 「成年後見制度利用促進計画に係る中間検証報告書」が示す課題	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 週刊社会保障	6. 最初と最後の頁 48-53
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 上山泰・内田千秋	4. 巻 52巻1号
2. 論文標題 会社法と成年後見法の交錯問題(1)－取締役の欠格条項削除に関する争点を中心に	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法政理論	6. 最初と最後の頁 1-47
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 上山泰・内田千秋	4. 巻 52巻4号
2. 論文標題 会社法と成年後見法の交錯問題(2)－取締役の欠格条項削除に関する争点を中心に	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法政理論	6. 最初と最後の頁 1-33
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 上山泰	4. 巻 17号
2. 論文標題 成年被後見人等に係る絶対的欠格条項の廃止	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 成年後見法研究	6. 最初と最後の頁 3-22
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 内田千秋	4. 巻 120号
2. 論文標題 商事会社における会社法上の手段 (事業承継を中心に)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 市民と法	6. 最初と最後の頁 64-69
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計5件

1. 著者名 甲斐 克則、手嶋 豊、上山泰ほか	4. 発行年 2022年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 232
3. 書名 医事法判例百選〔第3版〕	

1. 著者名 山野目 章夫、佐久間 毅、熊谷 則一、上山泰ほか	4. 発行年 2022年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 208
3. 書名 マンション判例百選	

1. 著者名 菊池 馨実、上山泰ほか	4. 発行年 2022年
2. 出版社 信山社出版	5. 総ページ数 344
3. 書名 相談支援の法的構造	

1. 著者名 菊池 馨実、中川 純、川島 聡、上山泰ほか	4. 発行年 2021年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 270
3. 書名 障害法 第2版	

1. 著者名 岡 伸浩、小賀野 晶一、鎌野 邦樹、神田 秀樹、北居 功、棚村 政行、道垣内 弘人、上山泰ほか	4. 発行年 2022年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 672
3. 書名 高齢社会における民法・信託法の展開	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	内田 千秋 (Uchida Chiaki) (40386529)	新潟大学・人文社会科学系・准教授 (13101)	

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究協力者	水島 俊彦 (Mizushima Toshihiko)		

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関			
フランス	ナント大学			
韓国	仁荷大学校	亜州大学		